

災害発生時におけるトイレットペーパーの調達について

(経済産業省における手順)

令和5年3月

経済産業省製造産業局素材産業課長

1. トイレットペーパーの調達について（総論）

- ・災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、地方公共団体が、その備蓄等により自ら必要数量を確保することができない場合、経済産業省は、地方公共団体又は内閣府の要請に基づき、特定非営利活動法人緊急災害備蓄推進協議会（以下、「協議会」）に供給を依頼する。
- ・経済産業省は協議会と予め連絡体制を構築しておく。
- ・輸送は協議会加盟企業及び提携運送事業者にて対応することを基本とし、夜間休日や一度に大量に輸送する必要がある場合など、協議会の手配だけでは間に合わない場合に限り、経済産業省から緊急災害対策本部宛て輸送の確保を要請する。
- ・なお、トイレットペーパーの調達・供給に取りかかっていた際には、事前に必ず誰が調達主体となるのかを確認し、調達主体に発注内容等の確認をとること。
- ・また、災害発生のおそれがある場合や、発災後の状況確認中の段階等においては、経済産業省と協議会は積極的に情報共有を行い、必要に応じて協議会に対して予めの積み込みや輸送体制の確保依頼等を行う。

2. 災害発生時におけるトイレットペーパーの調達に係る経済産業省における手順

①調達主体（内閣府又は地方公共団体） ⇒ 経済産業省

- ・トイレットペーパーの支援が決定したら調達を要請。
- ・プッシュ型支援の場合は内閣府から、プル型支援の場合地方公共団体から、数量、納期、納品先を連絡。
- ・具体的納品先の確定に時間が掛かりそうな場合、経済産業省は数量と方面のみ優先して聞き取りを行う。

②経済産業省 ⇒ 協議会

- ・経済産業省よりトイレットペーパーの調達要請。数量、納期、納品先を連絡。
- ・具体的納品先の確定に時間が掛かる場合でも数量、方面のみ連絡し、速やかに積み込み作業を進め、可能な限り迅速にトラックを発車していただくよう要請。
- ・具体的納品場所、現地での受け取りの段取りなど、確定次第協議会へ連絡し、協議会からドライバーへ連絡。

③協議会 ⇒ 経済産業省

- ・ 協議会において、被災地へ最短時間で届けられる拠点を適切に選択し、積み込み完了次第発車し、納品場所に到着次第納品。
- ・ 発車、納品完了のタイミングで経済産業省に報告。

④経済産業省 ⇒ 調達主体

- ・ 発車、納品完了、それぞれのタイミングで調達主体に報告。

⑤精算

- ・ 経済産業省において精算書類のとりまとめを行い、調達主体へ送付。

以上